

親子法制等に関する民法等改正

Q 質問

前々回の法律相談の
回答の最後にあつた親子
法制等に関する民法改
正について、特に嫡出推
定・再婚禁止期間の撤廃や嫡出否認制
度の見直しの点等を教えてください。

A 回答

昨年12月10日、親子法制
の改正法が成立し同月16
日に公布されました。公布
と同時に施行された親権
者の子に対する懲戒権の規定の削除を除
き、来年6月までには施行される見込みで
す。改正法の概要は以下のとおりです。

まず、嫡出推定規定に例外が設けられ
ました。改正法は、現行法の離婚等から
300日以内に生まれた子は前夫の子と
推定するという原則は維持しつつ、離婚等
から300日以内の出生までの間に母が
前夫以外の男性と再婚した場合は、その
子は再婚後の夫の子と推定するという例
外を設けました。この例外を設けたことに
より、前婚と再婚の父性推定の重複がな
くなるため、現行法の女性の再婚禁止期
間(原則として離婚等から100日)が廃
止されました。これら改正により、前夫の
子との推定を避けるために離婚等から
300日以内に生まれた子の出生届が提
出されず、無戸籍となる事態が減少する
見込みです。

次に、嫡出否認制度の見直しがなされ
ました。現行法では父のみが、子の出生を
知ったときから1年以内に嫡出否認の訴

えを提起することにより嫡出を否認する
ことができますが、改正法は、子、母、そし
て再婚後の夫の子と推定される子につい
ては前夫にも否認権を認めました。そして
嫡出否認の訴えの出訴期間を3年間に伸
長し、さらに子は一定の要件を満たす場合
には例外的に21歳に達するまで嫡出否認
の訴えを提起することができるようにし
ました。

また、嫡出否認権者を拡大したことに
伴い、妻が夫の同意のもと第三者の提供精
子を用いた生殖補助医療により懐胎した
子については、夫、子、妻いずれも嫡出否認
をすることができないとされました。

嫡出推定制度の改正後の規定は、原則
として施行日以降に出生する子に適用さ
れますが、法務省によりますと、施行前に
出生した無戸籍の子とその母は、改正法の
施行の日から1年間に限り、嫡出否認の訴
えを提起して血縁上の父ではない者が子
の父と推定されている状態を解消するこ
とが可能とのことでした。

さらに、認知無効の訴えの規律が見直
されました。現行法では利害関係を有す
る者は、いつでも認知無効の訴えを提起す
ることが可能でしたが、改正法は、子の地
位を安定させるため、認知無効の訴えの提
訴権者を子、認知をした者(父)、子の母に
限定し、出訴期間も所定の起算点から7
年以内とし、ただ、子については一定の要
件を満たす場合には、例外的に21歳に達
するまでは認知の無効の訴えを提起する
ことができることにしました。